

26 高教福第 4 号

平成 26 年 4 月 4 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

（ 公 印 省 略 ）

法令の遵守について（通知）

教職員の服務規律の確保については、平成 26 年 3 月 28 日付け 25 高教福第 1476 号により通知したところですが、このたび、高知県知事部局の職員が自転車の窃盗で逮捕されるという事態が発生し、停職 1 年の懲戒処分が行われました。

この職員の行為は、飲酒した状態で他人の自転車に乗車して自宅まで持ち去り、塗装し直して使用したあげくに、犯行を隠そうと虚偽の表示をしたうえで窃取物を売却するという、公務員としてあるまじき行為であり、このような県民の期待と信頼を裏切る行為があってはならないことは言うまでもありません。

つきましては、今一度、率先して法令を遵守すべき教育公務員としての自覚を新たにし、このような不祥事が起こらないよう管内の学校教職員にこの通知の趣旨の徹底を図られるようお願いいたします。